

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッションの実施に向けた進捗状況について

令和6年3月19日
交通政策課

鳥取砂丘コナン空港の第2期コンセッション（以下「第2期事業」）を令和9年4月に事業開始するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づく手続き等を順次行っていくこととしています。

第2期事業の事業スキームの検討に民間事業者の意見を反映させることを目的として、令和5年11月27日（月）から実施方針（案）（事業スキーム等基本的な考え方）を公表した上で、令和6年2月29日（木）までに民間事業者の意見を聴取するマーケット・サウンディング（以下「MS」）を終えましたので、その実施状況等を報告（MS参加者意見の概要）します。

今後、令和6年夏期の実施方針の策定・公表を目指して、整理・分析、対応検討・調整を進めます。

1 MSの実施状況

(1) 参加申込状況

- 令和5年11月27日（月）に実施方針（案）を公表し、参加申込の受付を開始した。
- 令和5年12月27日（水）の参加申込期限までに、県内企業18社、県外企業20社の合計38社から申込があった。このうち、県内企業14社、県外企業20社の合計34社から回答があった。
- 回答のあった34社のうち、令和6年2月29日（木）までに、日程調整等が整った県内企業6社、県外企業12社の合計18社からヒアリングを実施した。

(2) MS実施結果の概要

項目	MS参加者意見の概要	主な具体的意見・回答理由等
参画意欲・関心度	全体の8割以上が関心あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺地域と連携した事業展開の可能性が高い（最も多い意見）。 ● 国際線の拡大可能性が高い（多くの企業が興味を示す）。
事業期間	当初事業期間と県及び運営権者の合意によって延長可能な期間（合意延長期間）を合わせて、投資費用を回収できる期間が望ましい	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初事業期間を20年とすることについては、<u>適当との意見が多かったが、他空港の運営経験を有する県外企業においては、各社の大規模投資の考え方によって、適当、長い又は短いと意見が分かれた。</u> ● <u>合意延長期間を5年（当初事業期間を加えて最長25年）とすることについては、柔軟な対応ができるよう、より長い期間を望む意見が複数あった。</u>
事業範囲（賑わいの創出）	県内企業・県外企業のほぼ全てが、積極的に取り組む意向あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ツインポート」や「空の駅」化をはじめ、鳥取空港が国内外の旅行者に選ばれる理由付けを考えたい。 ● <u>非旅客の利用促進は重要な取組である。</u>
官民の役割分担	路線誘致、空港活性化、観光施策等において、県の協力が必要	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に路線誘致は、運営権者単独での実現は難しく、自治体のトップセールス・連携が不可欠である。
県内企業の参画	県外企業の全てが、県内企業との連携は不可欠との意向あり	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>県外企業を呼び込んで業務を実施することは難しく、県内企業との連携は大前提である。</u> ● <u>県内企業をSPCの構成企業又は協力企業とすることを公募条件とする場合、有力な県内企業の争奪戦となることが予想される。</u>
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● <u>名探偵コナンの装飾の新規設置・更新は、県と著作権者の関係の下に成立するため、県の関与が必要である。</u> ● <u>地域共生・地域振興や危機管理を円滑に行うためには、県の協力が必要である。</u> ● <u>運営権者に対する財政支援については、望ましい仕組みであるとの回答が多数であったが、仕組みの詳細に関する質問や要望等が寄せられた。</u>

2 第2期事業開始までのスケジュール（予定）

年度	主な内容
令和6年度	● 実施方針の策定・公表（夏期）、特定事業の選定、募集要項等の策定・公表（冬期）
令和7年度	● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、特別目的会社（SPC）設立（秋期） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議（2月議会）
令和8年度	● 実施契約の締結・公表（春期）、業務引継期間（約1年間）
令和9年度	● 第2期事業開始（4月～）

【参考】MSの概要

(1) 実施方法

本県ホームページにおいて、実施方針（案）を公表した上で、MSの実施を告知し、MSへの参加を希望する民間事業者には、この他情報開示資料を貸与し、アンケート形式及び対面形式によって意見を聴取した。

(2) 民間事業者の意見を聴取する項目の例

- 事業スキームに関すること（事業期間、対象施設、事業範囲、運営権者に対する財政支援、リスク分担等）
- 参画に係る意向に関すること（参画形態、参画意欲・関心度等）